

住民説明会の日程				
	日時	会場	対象地区	
2月	23日(土)	午前10時	第五コミュニティセンター	天川
		午前10時30分	前橋プラザ元気21	桃井・中央
	午後2時30分	桂萱公民館	桂萱	
		元総社公民館	元総社	
24日(日)	午前10時	総社公民館	総社	
	午後2時30分	清里公民館	清里	
3月	1日(土)	午前10時	第三コミュニティセンター	敷島・岩神
		午後2時30分	下川淵公民館	下川淵
	2日(日)	午前10時	南町四丁目公民館	南部
			総合福祉会館	城東・若宮
		城南公民館	城南	
	午後2時30分	東公民館	東	
		南橋公民館	南橋	
	8日(土)	午前10時	永明公民館	永明
			宮城公民館	宮城
		午後2時30分	芳賀公民館	芳賀
粕川公民館			粕川	
9日(日)	午前10時	上川淵公民館	上川淵	
		大胡地区農村環境改善センター	大胡	
	午後2時30分	第二コミュニティセンター	中川	

4月から始まります

「新さわやか健診」

ご参加ください 地区ごとの説明会

4月から、40歳から74歳までの人と75歳以上の人の健診が大きく変わります。本市では、検査項目を追加した「新さわやか健診」を実施。この健診についての説明会を、上表のとおり地区ごとに行います。ぜひ、お越しください。
○…問い合わせは前橋保健センター ☎223-8844、国保年金課 ☎890-6249へ。

「火は見てる あなたが離れる その時を、を統一標語に春の火災予防運動

火の扱いに 注意して命と財産守ろう



イベントにも
来てね

3月1日(土)から7日(金)まで、全国一斉に「春の火災予防運動」を実施。空気が乾燥し火災が発生しやすい時季です。日ごろ忘れがちな火災に対する警戒心を呼び起こし、大切な命と財産を守りましょう。
問い合わせは消防本部予防課 ☎220-4507へ。

火災警報器の設置を

住宅用火災警報器は、煙を感知すると警報音や音声で居住者に伝える物。新築住宅については平成18年6月1日から設置が義務化されました。既存の住宅についても、平成20年6月1日からはすべての住宅に設置する必要があります。設置するときは、国の基準に適合した「NSマーク」の付いた物を選びましょう。防災用品を取り扱う販売店やホームセンターなどで購入できます。

訪問販売に注意して

消火器や住宅用火災警報器の悪質な訪問販売による被害が発生しています。消防署員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器などを販売することはありません。また、販売を業者に委託することもあります。注意しましょう。悪質な訪問販売に遭ったときは、消費生活センター(☎230-1755)や、最寄りの消防署へご相談ください。

もし火事になったら

- 早く知らせる
「火事だ」と大声で繰り返して隣近所に知らせ、援助を求めましょう。
- 早く消す
出火から3分以内が消火できる限度。いかに早く消火活動ができるかがポイントです。
- 早く逃げる
避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉め、空気の流れを止めてください。



山林でも火の元注意

山林火災は、例年春先に多く発生しています。下草が枯れている上、降水量も少なく空気が乾燥しているところへ、レジャーなどで入山者が増えることが要因。ほとんどがたばこの投げ捨てやたき火の不始末など人為的なものです。
森林は地球温暖化の主な要因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源です。一度焼失してしまうと再生するまでには長い年月が必要に。台風や集中豪雨のときには土砂災害が起こりやすくなります。
一人一人が次の点に注意して山火事を防ぎましょう。

- 枯れ草などがある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- たき火から離れるときは完全に消火する。
- 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- たばこの吸い殻は必ず消し、投げ捨てない。
- 火遊びはしない。

家庭でできる防火のポイント

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブやガスこんろの近くに燃えやすい物を置かない。
- ガスこんろのホースは定期的に点検し、ひび割れがあったらすぐに交換する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 防災素材の寝具、衣類、カーテンにする。
- 消火器などを備えておく。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- 一つのコンセントからいくつもの電気器具を同時に使う「たこ足配線」はしない。